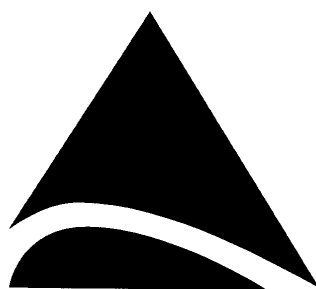


あだちの特別区税

令和2年度実績概要



足立区

目 次

I 特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
 II 各税の実績	3
1 特別区民税	3
（1）合計収納額・合計収納率の推移	3
（2）合計収納額・合計収納率の23区比較	4
（3）納税義務者数の推移	5
（4）課税標準額段階別納税義務者数	6
（5）非課税者数	7
（6）ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
 2 軽自動車税(種別割・環境性能割)	10
（1）徴収実績の推移	10
（2）調定額・収納額（現年度分）の23区比較	11
（3）種類別決算台数の推移	12
 3 特別区たばこ税・入湯税	13
（1）特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
（2）特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
（3）入湯税	13
 III 収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 徴収強化の取組み	14
（1）換価性の高い差押えの強化	14
（2）特別徴収滞納案件の処分	14

(3) 納付案内センターの活用	14
(4) 区外転出した滞納者に対する調査	14
(5) 休日相談の強化	14
(6) 納期内納税勧奨や利便性の高い納付方法の周知	15
(7) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	15
(8) 「オール東京滞納STOP強化月間」の取組み	15

2 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況 15

(1) 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表	16
(2) 特別区民税・都民税滞納処分の状況	18
(3) 納付案内センターの稼働状況	19
(4) 徴収方法別収納状況	20
(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収)収納額等の推移	21

3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果 22

(1) 検税期間	22
(2) 扶養調査	22
(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正	22
(4) 事業所への給与支払報告書の調査	22
(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6) 再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7) 事業所課税不明申告書調査	22

IV 資 料 編 23

1 主な税金の種類	23
2 特別区税の納付について(足立区に納める税)	24
3 特別区税の税率・税額	25
(1) 特別区民税	25
(2) 軽自動車税(種別割)	25

(3) 特別区たばこ税	26
(4) 入湯税	26
4 令和2年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	27
5 税証明書発行状況	28
(1) 税証明書年度別発行件数	28
(2) 課税課・区民事務所別税証明書発行件数	28
6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入	29
7 令和2年度「あだち広報」掲載実績	30
(1) 課税課	30
(2) 納税課	31
8 令和2年度施行の税制の改正点	32
9 課税課・納税課の組織と事務分掌	33
10 足立区内税務機関	36

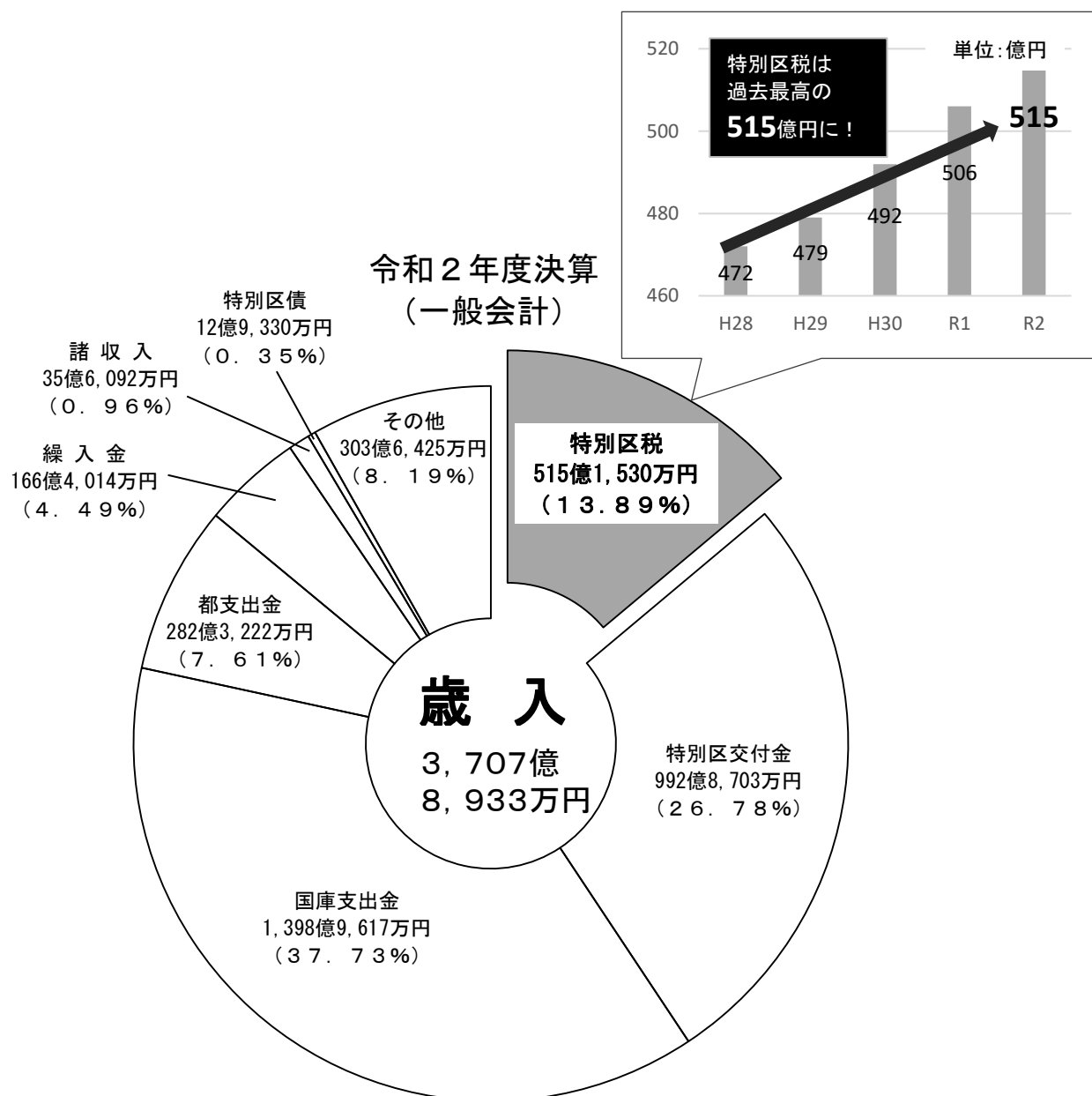
【I 特別区税の概要】

1 歳入に占める特別区税の割合

I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和2年度の足立区の収入は3,707億8,933万円となった。
そのうち特別区税の収入は515億1,530万円で過去最高となり、
約14%を占めている。



特別区税について、令和2年度決算額と令和元年度決算額を比較すると、
約9億6,000万円増となった(1.90%増)。
主な増要因は、特別区民税の納税義務者数の増である(7,046人増)。

2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円，％）

区分	歳入科目	自主 財源	依存 財源	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度 構成比
一般財源	特別区税	○		47,203,112	47,924,343	49,217,015	50,554,585	51,515,303	13.89
	地方譲与税		○	1,000,762	996,628	1,012,644	1,032,964	1,051,070	0.29
	利子割交付金		○	163,499	175,244	187,246	141,790	135,897	0.04
	地方消費税交付金		○	13,650,040	13,664,189	11,657,256	11,157,381	14,057,220	3.79
	ゴルフ場利用税交付金		○	2,365	2,358	2,264	1,501	824	0.00 (0.0002)
	自動車取得税交付金		○	456,231	572,632	604,728	304,660	89	0.00 (0.00002)
	環境性能割交付金		○	—	—	—	107,654	184,970	0.05
	地方特例交付金		○	551,073	554,482	633,872	1,705,151	757,070	0.20
	特別区（財政調整）交付金		○	103,665,811	100,404,438	110,791,773	112,850,652	99,287,029	26.78
	交通安全対策特別交付金		○	80,339	75,914	70,675	70,111	80,808	0.02
	配当割交付金		○	534,171	722,391	624,295	705,494	658,284	0.18
	株式等譲渡所得割交付金		○	311,454	725,227	510,358	435,745	768,819	0.21
計				167,618,857	165,817,846	175,312,126	179,067,688	168,497,383	45.45
特定財源	分担金・負担金	○		3,516,438	3,656,845	3,815,991	3,168,511	2,120,471	0.57
	使用料・手数料	○		4,216,591	4,173,356	4,162,208	4,368,495	4,053,269	1.09
	国庫支出金		○	64,867,037	64,544,843	62,045,178	66,634,015	139,896,166	37.73
	都支出金		○	19,101,916	20,106,569	19,611,934	23,006,189	28,232,220	7.61
	財産収入	○		1,021,672	630,765	653,968	559,193	936,562	0.25
	寄付金	○		87,918	39,477	28,964	28,901	94,664	0.03
	繰入金	○		17,991,398	11,568,758	17,652,126	10,021,650	16,640,145	4.49
	繰越金	○		4,349,702	4,142,699	3,640,789	5,192,399	5,464,234	1.47
	諸収入	○		2,844,517	2,993,620	2,947,030	2,809,370	3,560,915	0.96
	特別区債		○	1,980,000	1,989,000	1,579,000	222,600	1,293,300	0.35
計				119,977,189	113,845,932	116,137,188	116,011,323	202,291,946	54.55
歳入合計				287,596,046	279,663,778	291,449,314	295,079,011	370,789,329	100.00

（注）一般財源と特定財源の違いは、その用途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は原則小数第3位を四捨五入。

合計	自主財源	81,231,348	75,129,863	82,118,091	76,703,104	84,385,563	22.76
	依存財源	206,364,698	204,533,915	209,331,223	218,375,907	286,403,766	77.24

（注）自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

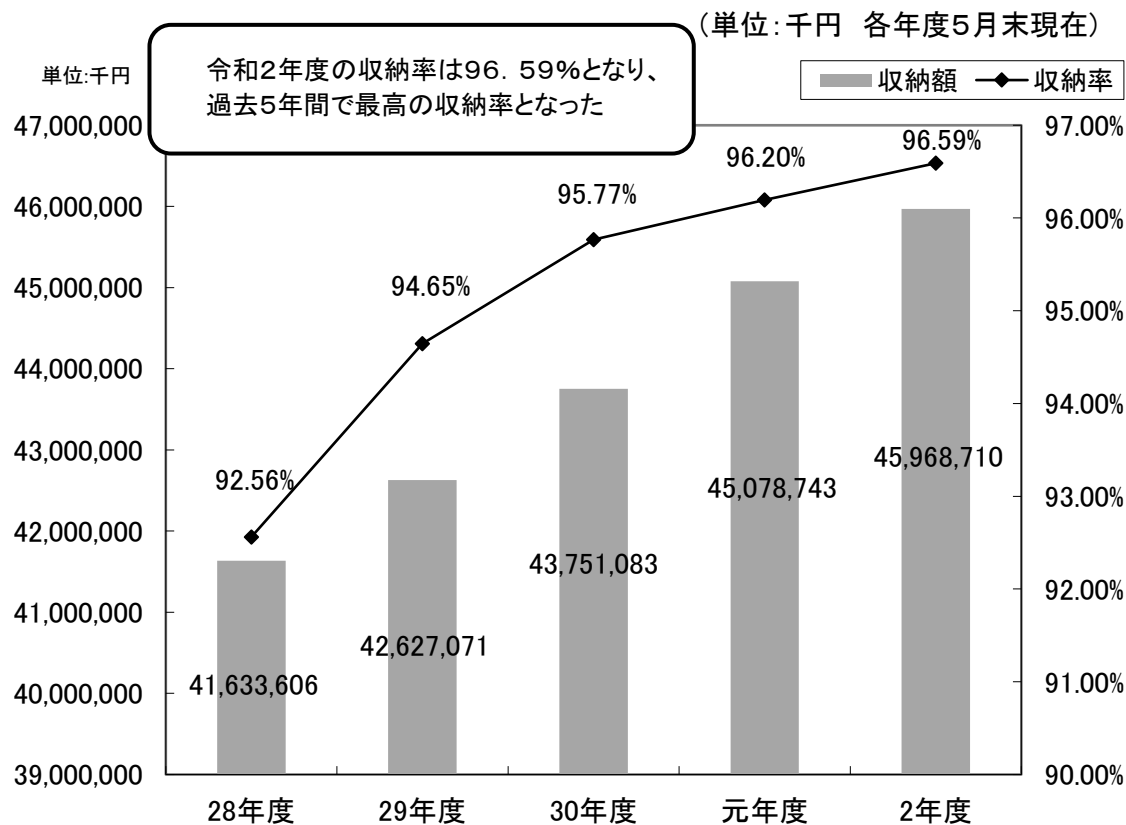
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移



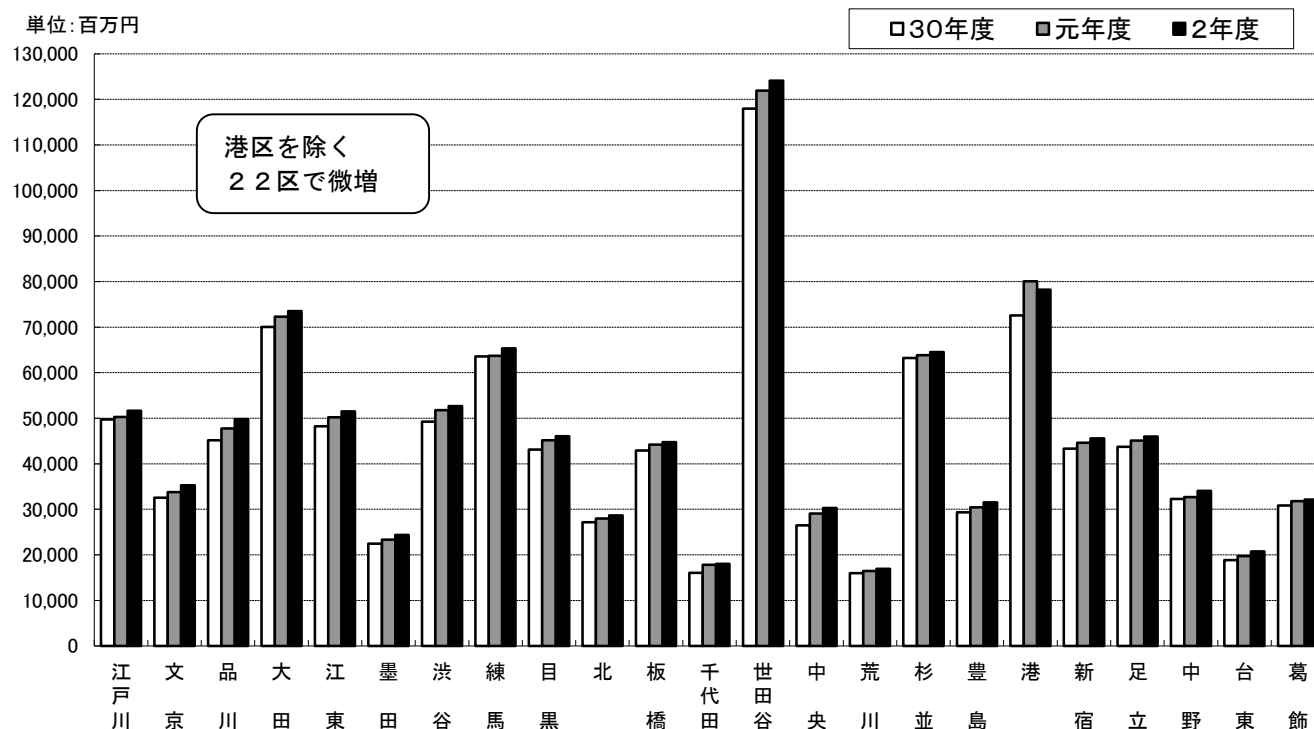
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
28	現年課税分	41,693,961	40,626,484	97.44%
	滞納繰越分	3,285,761	1,007,122	30.65%
	合計	44,979,722	41,633,606	92.56%
29	現年課税分	42,829,025	41,886,946	97.80%
	滞納繰越分	2,209,190	740,125	33.50%
	合計	45,038,215	42,627,071	94.65%
30	現年課税分	43,885,209	42,954,187	97.88%
	滞納繰越分	1,799,121	796,896	44.29%
	合計	45,684,330	43,751,083	95.77%
元	現年課税分	45,256,108	44,370,237	98.04%
	滞納繰越分	1,605,091	708,506	44.14%
	合計	46,861,199	45,078,743	96.20%
2	現年課税分	46,245,169	45,397,305	98.17%
	滞納繰越分	1,346,131	571,405	42.45%
	合計	47,591,300	45,968,710	96.59%
2年度－元年度(合計比)		730,101	889,967	0.39P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位：千円，%)

区名	30年度			元年度			2年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
江戸川	50,445,402	49,748,173	98.62	50,822,341	50,268,126	98.91	52,071,928	51,643,531	99.18
文京	32,792,367	32,533,787	99.21	34,142,289	33,793,544	98.98	35,690,788	35,308,330	98.93
品川	45,653,412	45,188,174	98.98	48,374,704	47,777,882	98.77	50,375,710	49,799,497	98.86
大田	71,093,265	70,031,156	98.51	73,338,347	72,293,279	98.58	74,478,867	73,548,865	98.75
江東	48,978,493	48,253,732	98.52	50,992,630	50,228,373	98.50	52,307,700	51,526,975	98.51
墨田	22,848,212	22,428,961	98.17	23,748,580	23,379,098	98.44	24,762,746	24,357,176	98.36
渋谷	50,426,461	49,232,345	97.63	52,960,450	51,762,317	97.74	53,768,018	52,656,094	97.93
練馬	65,250,907	63,604,624	97.48	65,313,219	63,709,889	97.55	66,770,367	65,369,250	97.90
目黒	44,341,900	43,126,682	97.26	46,386,110	45,183,538	97.41	47,057,585	46,016,241	97.79
北	27,799,203	27,155,154	97.68	28,581,309	27,991,692	97.94	29,355,401	28,693,194	97.74
板橋	44,345,171	42,910,142	96.76	45,406,031	44,189,949	97.32	45,776,306	44,721,006	97.69
千代田	16,387,852	16,065,765	98.03	18,201,873	17,848,819	98.06	18,434,085	18,004,459	97.67
世田谷	121,755,937	117,953,934	96.88	125,582,400	121,909,648	97.08	127,396,027	124,122,387	97.43
中央	27,591,795	26,504,676	96.06	30,013,594	29,048,341	96.78	31,261,073	30,328,641	97.02
荒川	16,746,378	15,981,674	95.43	17,105,420	16,489,583	96.40	17,501,220	16,964,501	96.93
杉並	65,557,510	63,217,156	96.43	66,041,993	63,867,123	96.71	66,581,170	64,515,371	96.90
豊島	30,439,363	29,355,472	96.44	31,498,668	30,433,810	96.62	32,550,917	31,512,879	96.81
港	74,890,376	72,589,292	96.93	82,472,722	80,055,657	97.07	80,882,201	78,252,981	96.75
新宿	44,823,447	43,347,504	96.71	46,150,390	44,635,169	96.72	47,122,212	45,553,835	96.67
足立	45,684,330	43,751,083	95.77	46,861,199	45,078,743	96.20	47,591,300	45,968,710	96.59
中野	33,627,135	32,261,553	95.94	34,098,349	32,717,067	95.95	35,277,871	34,062,857	96.56
台東	19,511,050	18,859,125	96.66	20,354,870	19,702,716	96.80	21,561,547	20,780,683	96.38
葛飾	32,380,504	30,837,513	95.23	33,130,173	31,770,940	95.90	33,559,836	32,151,568	95.80
計	1,033,370,470	1,004,937,677	97.25	1,071,577,661	1,044,135,303	97.44	1,092,134,875	1,065,859,031	97.59

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

(注) 区名は令和2年度の収納率が高い順。

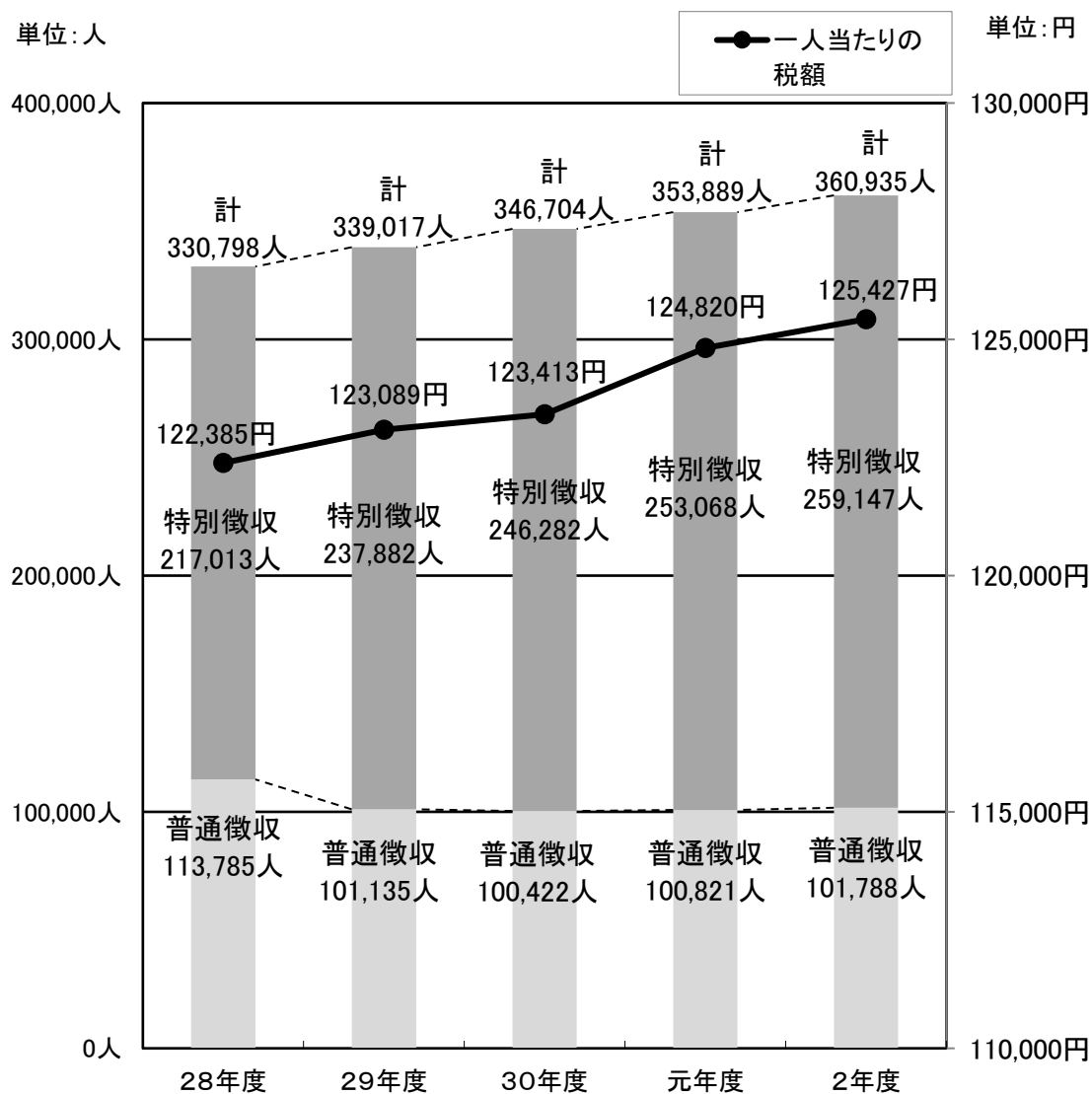
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(3) 納税義務者数の推移

納税義務者数は**360,935人**となり、前年と比べて**7,046人**増加した。
特に、給与収入が**300万円～500万円**の納税義務者が増えた。

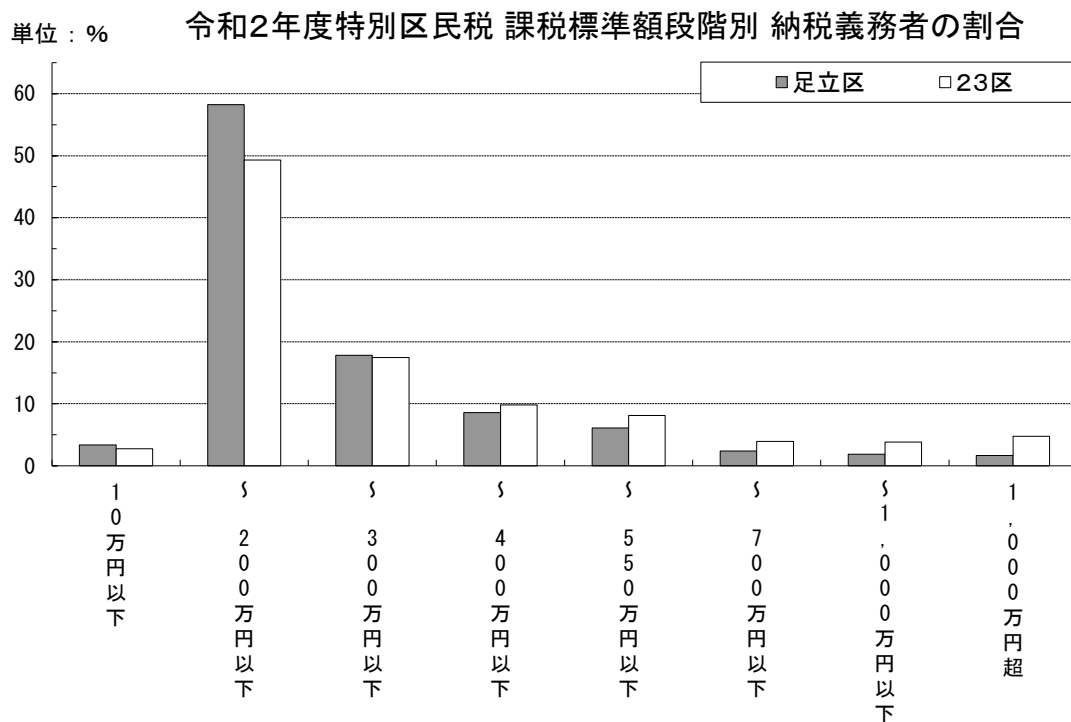
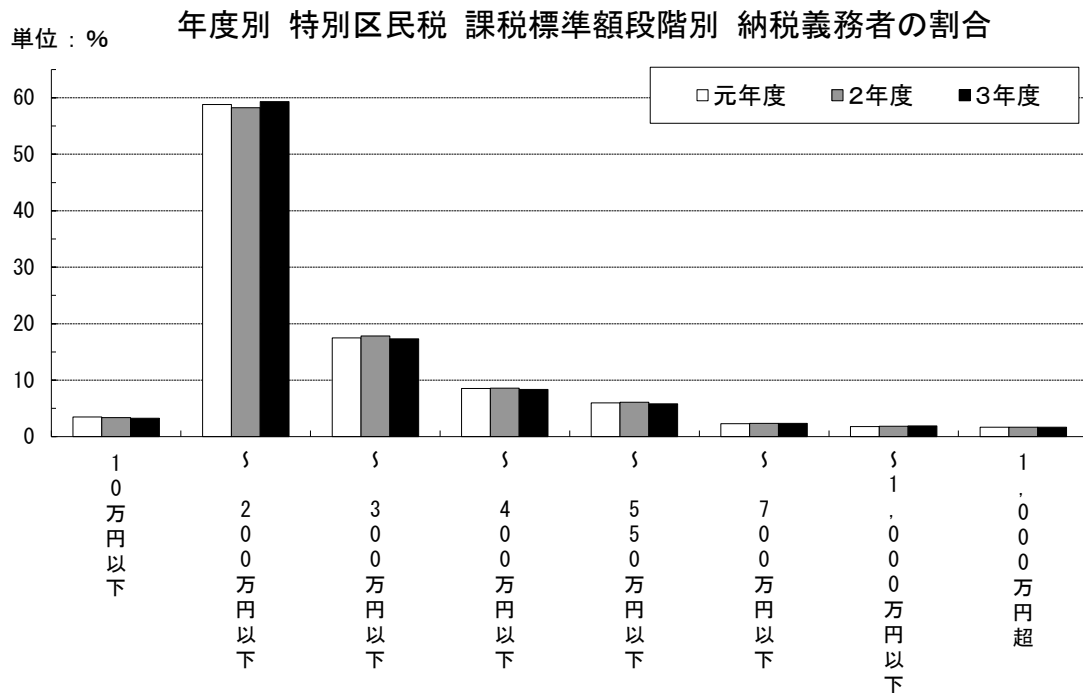
特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



区 分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
納税義務者	普通徴収	113,785人	101,135人	100,422人	100,821人	101,788人
	特別徴収	217,013人	237,882人	246,282人	253,068人	259,147人
	計	330,798人	339,017人	346,704人	353,889人	360,935人
一人当たりの税額		122,385円	123,089円	123,413円	124,820円	125,427円

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数 (課税状況等の調より)



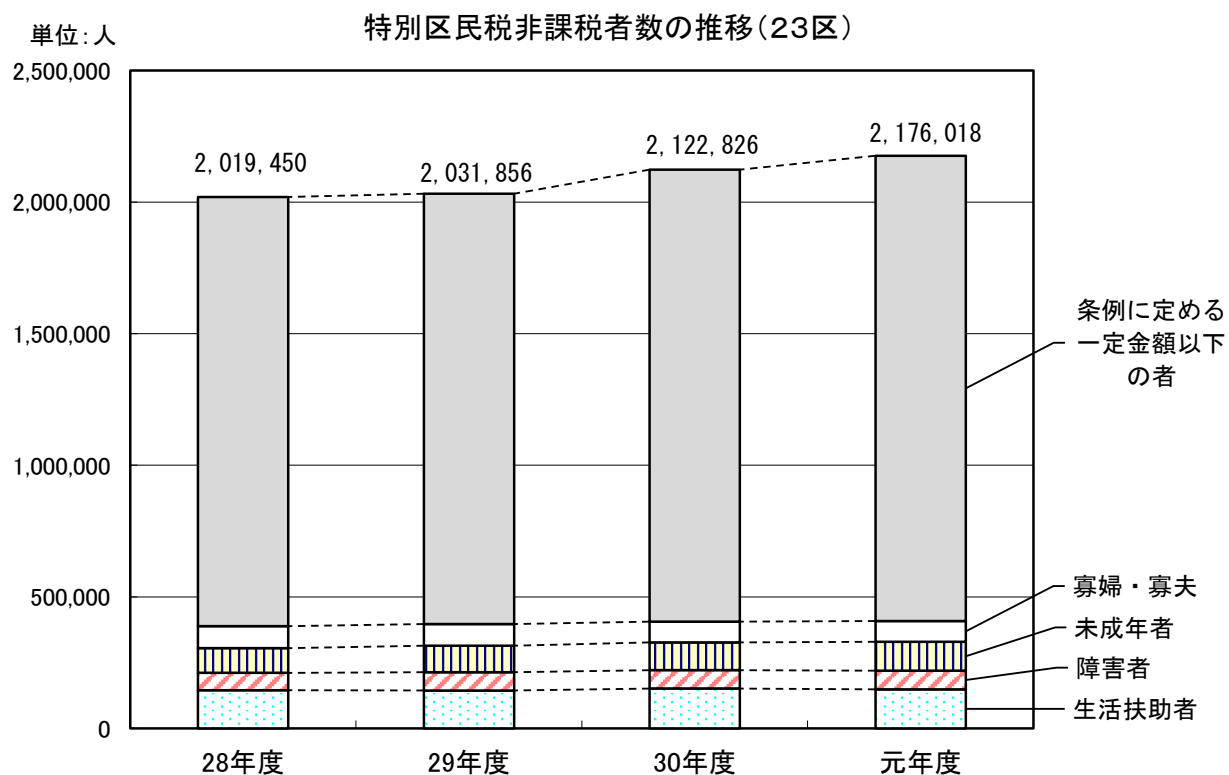
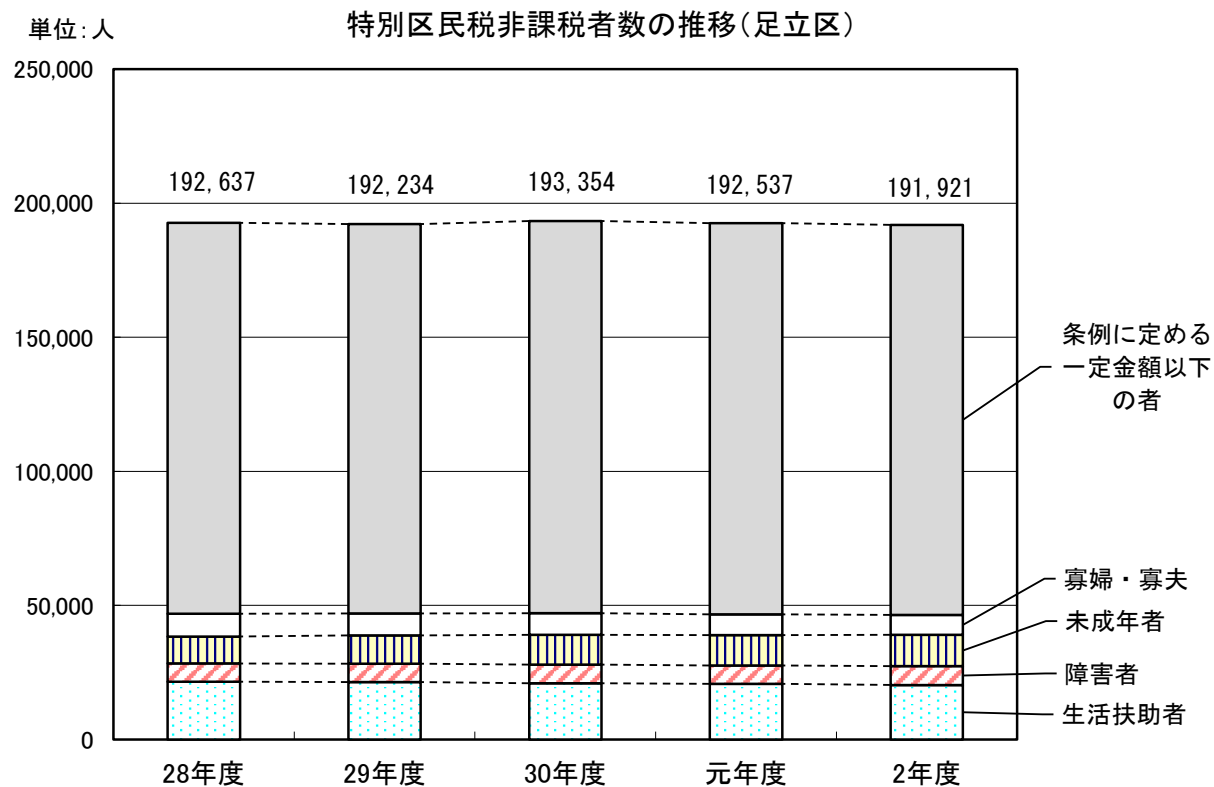
(単位：人，％)

課税標準額の段階	元年度		2年度				3年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,715	3.48	11,518	3.37	143,029	2.75	11,212	3.26
～ 200万円以下	197,775	58.78	199,194	58.25	2,560,510	49.31	203,837	59.34
～ 300万円以下	58,906	17.51	60,901	17.81	906,425	17.46	59,491	17.32
～ 400万円以下	28,663	8.52	29,358	8.58	510,260	9.83	28,676	8.35
～ 550万円以下	20,064	5.96	20,858	6.10	421,577	8.12	20,015	5.83
～ 700万円以下	7,765	2.31	8,115	2.37	205,619	3.96	8,087	2.35
～ 1,000万円以下	6,017	1.79	6,312	1.85	198,672	3.82	6,477	1.88
1,000万円超	5,552	1.65	5,712	1.67	246,485	4.75	5,736	1.67
計	336,457	100.00	341,968	100.00	5,192,577	100.00	343,531	100.00

【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(5) 非課税者数（特別区税に関する参考資料：第5表 非課税に関する調べより）



【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

足立区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障害者		未成年者		寡婦・寡夫		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	28年度	21,554	11.19%	6,786	3.52%	10,073	5.23%	8,493	4.41%	145,731	75.65%	192,637
	29年度	21,477	11.17%	6,829	3.55%	10,569	5.50%	8,172	4.25%	145,187	75.53%	192,234
	30年度	20,985	10.85%	6,933	3.59%	11,121	5.75%	8,056	4.17%	146,259	75.64%	193,354
	元年度	20,717	10.76%	6,927	3.60%	11,252	5.84%	7,749	4.03%	145,892	75.77%	192,537
	2年度	20,353	10.61%	7,011	3.65%	11,639	6.06%	7,464	3.89%	145,454	75.79%	191,921

23区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障害者		未成年者		寡婦・寡夫		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	28年度	145,139	7.19%	65,860	3.27%	93,930	4.65%	83,582	4.14%	1,630,939	80.76%	2,019,450
	29年度	144,145	7.09%	69,285	3.41%	100,927	4.97%	81,942	4.03%	1,635,557	80.50%	2,031,856
	30年度	151,376	7.13%	69,799	3.29%	105,277	4.96%	79,431	3.74%	1,716,943	80.88%	2,122,826
	元年度	148,725	6.84%	70,271	3.23%	110,138	5.06%	78,846	3.62%	1,768,038	81.25%	2,176,018
	2年度	※2										

◎非課税の所得限度額は、未成年者(20歳未満)、障害者、寡婦・寡夫で所得が125万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項の規定により、
区税条例第10条第2項で均等割を課税されない者をいう。
区税条例第10条第2項での非課税の範囲とは以下の計算式による。
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+21万円以下の金額
◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 2年度の23区実績については、令和3年11月下旬頃に確定する。

元年度 非課税者数の23区比較

(単位：人、%)

区 名	非課税者数	人 口 (H31.1.1)	対人口 比率
千代田	4,087	63,635	6.42%
中 央	32,474	162,502	19.98%
港	45,861	257,426	17.82%
新 宿	87,992	346,162	25.42%
文 京	46,553	221,489	21.02%
台 東	21,279	199,292	10.68%
墨 田	27,675	271,859	10.18%
江 東	122,776	518,479	23.68%
品 川	79,768	394,700	20.21%
目 黒	58,421	279,342	20.91%
大 田	168,974	729,534	23.16%
世田谷	193,959	908,907	21.34%
渋谷	46,168	226,594	20.37%
中 野	78,337	331,658	23.62%
杉 並	120,501	569,132	21.17%
豊 島	62,944	289,508	21.74%
北	90,224	351,976	25.63%
荒 川	57,071	215,966	26.43%
板 橋	148,986	566,890	26.28%
練 馬	181,309	732,433	24.75%
足 立	192,537	688,512	27.96%
葛 飾	127,621	462,591	27.59%
江戸川	180,501	698,031	25.86%
計	2,176,018	9,486,618	22.94%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区 名	非課税者数
1	世田谷	193,959
2	足 立	192,537
3	練 馬	181,309
4	江戸川	180,501
5	大 田	168,974
6	板 橋	148,986
7	葛 飾	127,621
8	江 東	122,776
9	杉 並	120,501
10	北	90,224
11	新 宿	87,992
12	品 川	79,768
13	中 野	78,337
14	豊 島	62,944
15	目 黒	58,421
16	荒 川	57,071
17	文 京	46,553
18	渋谷	46,168
19	港	45,861
20	中 央	32,474
21	墨 田	27,675
22	台 東	21,279
23	千代田	4,087

対人口比率が高い順

順位	区 名	対人口 比率
1	足 立	27.96%
2	葛 飾	27.59%
3	荒 川	26.43%
4	板 橋	26.28%
5	江戸川	25.86%
6	北	25.63%
7	新 宿	25.42%
8	練 馬	24.75%
9	江 東	23.68%
10	中 野	23.62%
11	大 田	23.16%
12	豊 島	21.74%
13	世田谷	21.34%
14	杉 並	21.17%
15	文 京	21.02%
16	目 黒	20.91%
17	渋谷	20.37%
18	品 川	20.21%
19	中 央	19.98%
20	港	17.82%
21	台 東	10.68%
22	墨 田	10.18%
23	千代田	6.42%

【Ⅱ 各税の実績】

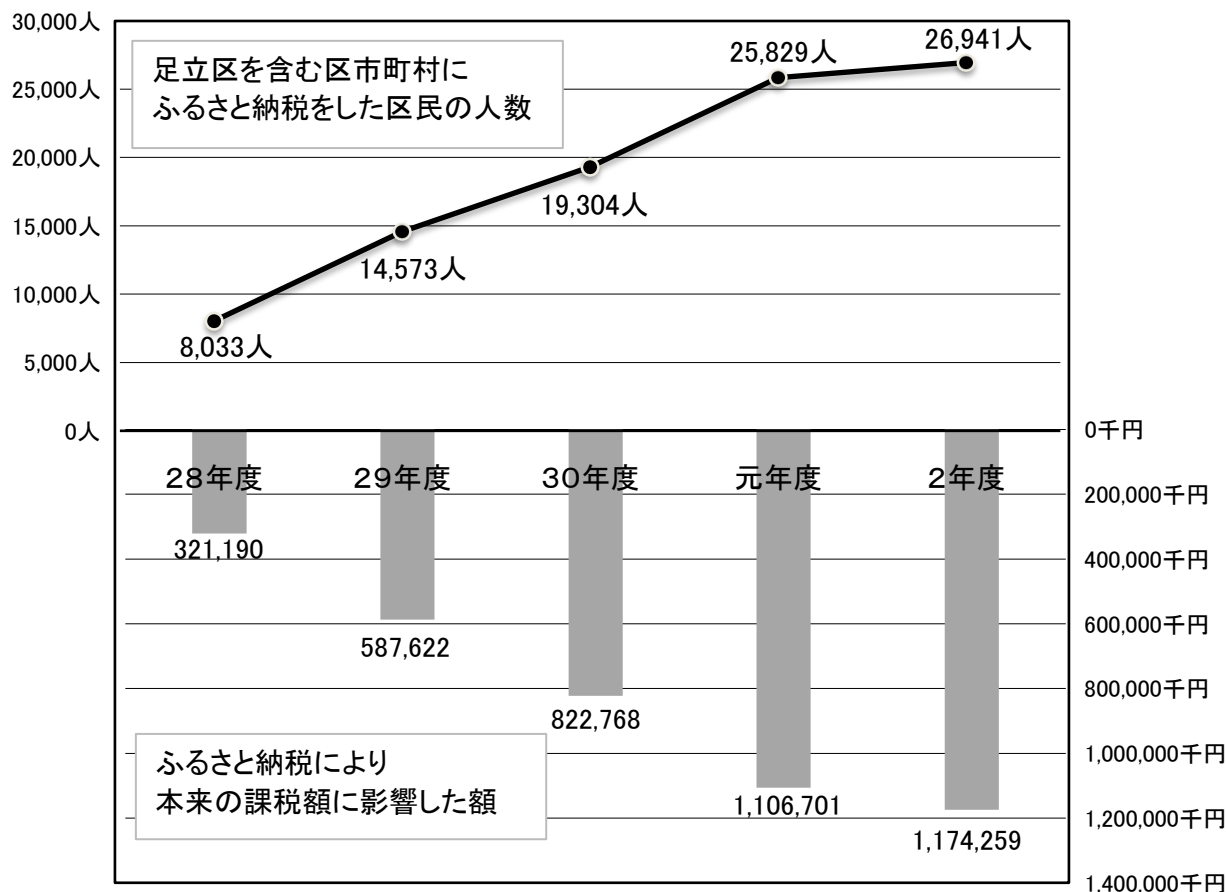
1 特別区民税

(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）

（課税状況等の調より）

令和2年度の足立区の特別区民税は、ふるさと納税により、
本来の課税額と比較して約12億円のマイナスの影響を受けた

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



（単位：人，千円）

区分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
ふるさと納税 （特別区民税）	寄附人数	8,033人	14,573人	19,304人	25,829人	26,941人
	控除額	321,190	587,622	822,768	1,106,701	1,174,259

【参考】あだち虹色寄附制度の実績 ※足立区への寄附額は過去5年間で最高となった

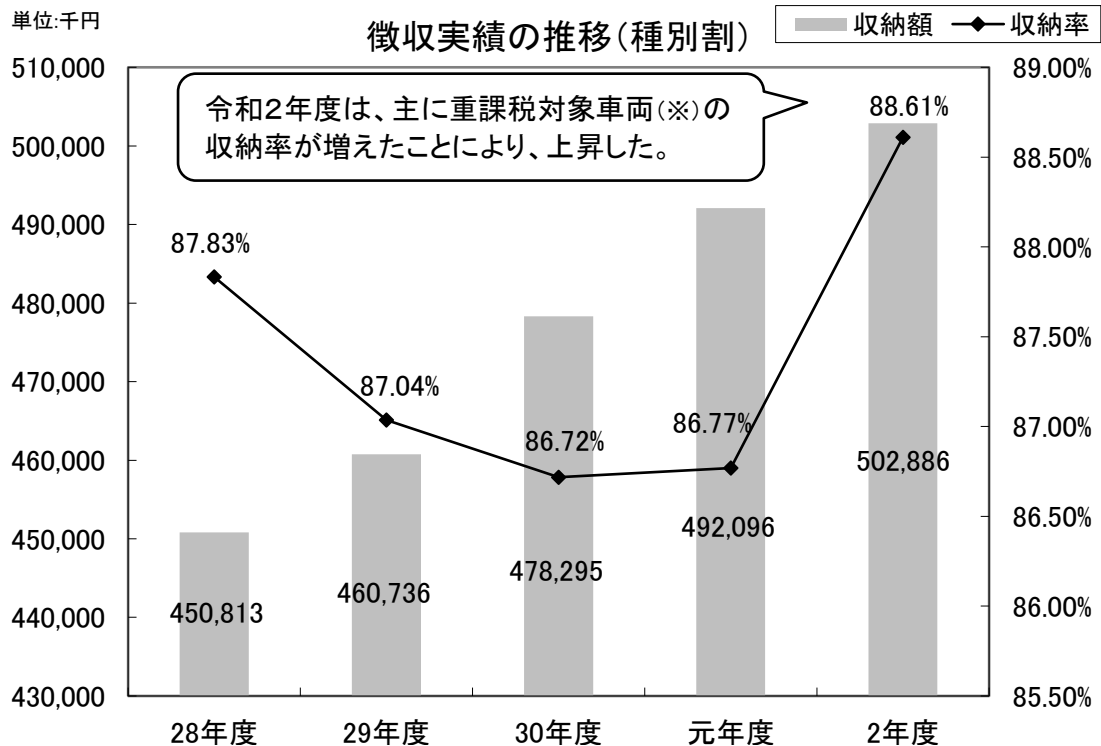
（単位：件，千円）

区分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
あだち虹色 寄附制度	件数	107件	104件	118件	124件	749件
	寄附額	77,571	29,174	28,964	28,901	94,663

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(1) 徴収実績の推移

(単位:千円, % 各年度5月末現在)



※重課税対象車両:初度検査から13年を経過した車両(26ページを参照)

【種別割】 (単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
28	現年課税分	464,899	443,004	95.29%
	滞納繰越分	48,358	7,809	16.15%
	合計	513,257	450,813	87.83%
29	現年課税分	478,946	453,737	94.74%
	滞納繰越分	50,416	6,999	13.88%
	合計	529,362	460,736	87.04%
30	現年課税分	490,238	467,489	95.36%
	滞納繰越分	61,314	10,806	17.62%
	合計	551,552	478,295	86.72%
元	現年課税分	501,785	480,047	95.67%
	滞納繰越分	65,347	12,049	18.44%
	合計	567,132	492,096	86.77%
2	現年課税分	513,547	493,268	96.05%
	滞納繰越分	53,976	9,618	17.82%
	合計	567,523	502,886	88.61%
2年度－元年度(合計比)		391	10,790	1.84P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

【環境性能割】 令和元年10月創設 (単位:千円, %)

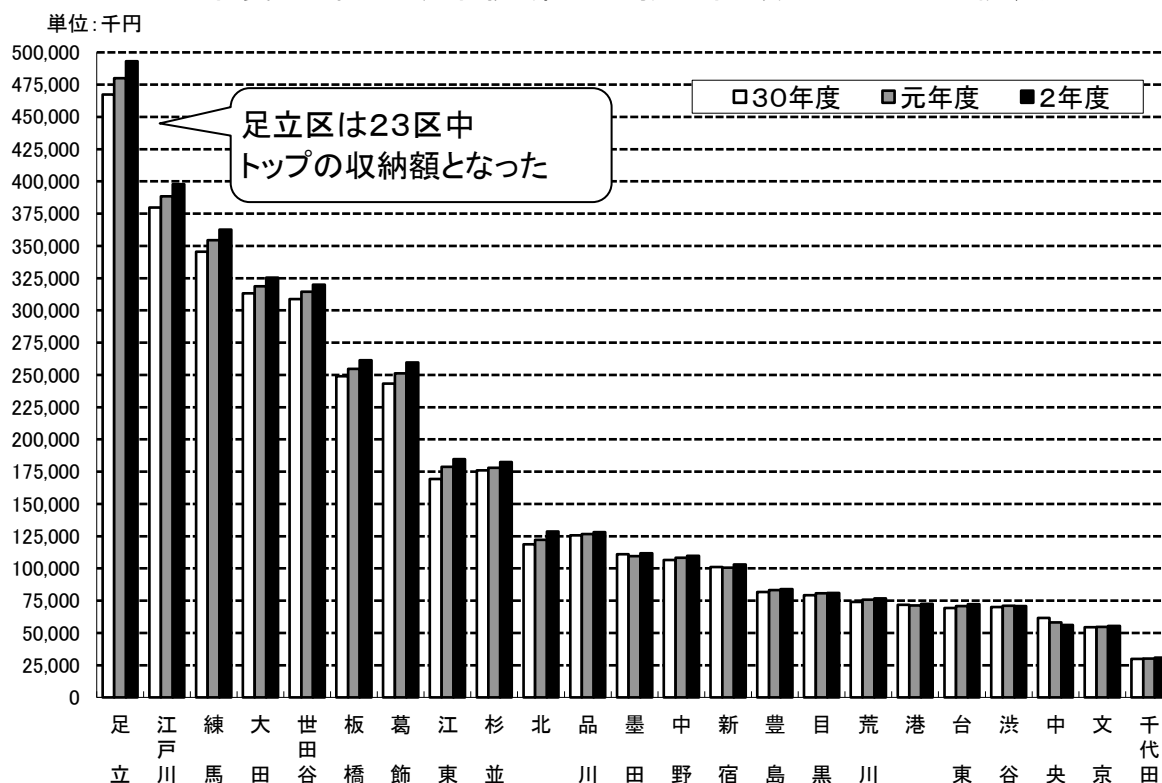
年度	内訳	調定額	収納額	収納率
元	現年課税分	7,741	7,741	100.00%
2	現年課税分	22,814	22,814	100.00%

【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(2) 調定額・収納額(現年度分)の23区比較

年度別 軽自動車税(種別割)収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移(現年度分) (単位:千円, %)

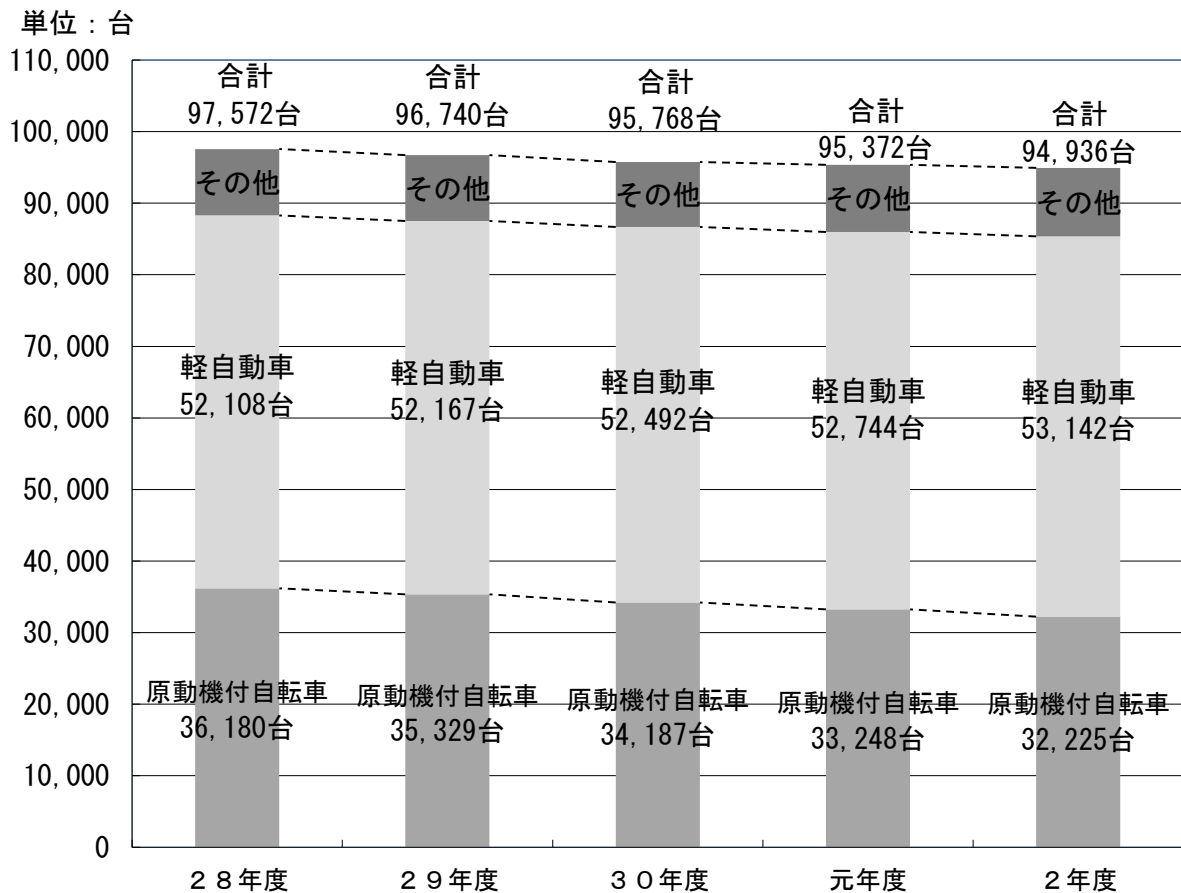
区名	30年度			元年度			2年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	489,725	467,270	95.41	501,753	480,018	95.67	513,483	493,205	96.05
江戸川	381,372	379,772	99.58	389,386	388,341	99.73	398,843	397,935	99.77
練馬	354,488	345,529	97.47	362,227	354,442	97.85	370,668	362,639	97.83
大田	317,506	313,356	98.69	322,959	318,766	98.70	329,135	325,512	98.90
世田谷	323,833	308,698	95.33	328,032	314,595	95.90	330,611	320,054	96.81
板橋	257,999	248,889	96.47	262,103	254,766	97.20	267,250	261,418	97.82
葛飾	253,143	243,336	96.13	261,011	251,086	96.20	267,879	259,675	96.94
江東	172,468	169,270	98.15	181,530	178,763	98.48	187,194	184,732	98.68
杉並	182,708	176,000	96.33	184,407	178,035	96.54	187,629	182,343	97.18
北	122,139	118,687	97.17	125,289	122,095	97.45	131,527	128,605	97.78
品川	128,667	125,651	97.66	129,583	126,500	97.62	130,079	128,001	98.40
墨田	112,825	111,007	98.39	110,941	109,581	98.77	112,546	111,694	99.24
中野	109,459	106,627	97.41	110,710	108,195	97.73	112,050	109,691	97.89
新宿	107,153	101,089	94.34	107,214	100,624	93.85	106,459	103,147	96.89
豊島	84,464	81,770	96.81	85,381	83,075	97.30	86,198	83,927	97.37
目黒	82,687	79,303	95.91	83,282	80,589	96.77	83,308	80,866	97.07
荒川	75,781	73,953	97.59	77,344	75,732	97.92	77,937	76,738	98.46
港	74,801	71,715	95.87	74,485	71,374	95.82	75,209	72,545	96.46
台東	72,717	69,359	95.38	73,999	70,875	95.78	74,836	72,243	96.54
渋谷	72,801	70,006	96.16	73,368	71,098	96.91	72,755	70,750	97.24
中央	63,715	61,572	96.64	59,722	58,121	97.32	57,535	56,056	97.43
文京	54,863	54,481	99.30	55,050	54,616	99.21	55,943	55,470	99.15
千代田	30,465	29,773	97.73	30,687	30,040	97.89	31,608	30,948	97.91
計	3,925,779	3,807,113	96.98	3,990,463	3,881,327	97.27	4,060,682	3,968,194	97.72

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は令和2年度の収納額が高い順。

(3) 種類別決算台数の推移

軽自動車税(種別割)車種別決算課税台数の推移



台数と調定額の推移(現年度分)

(単位：台、千円)

車種種別※		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
原動機付自転車	台数	36,180	35,329	34,187	33,248	32,225
	調定額	77,660	76,079	73,840	72,062	70,101
軽自動車	台数	52,108	52,167	52,492	52,744	53,142
	調定額	331,699	346,715	361,650	373,715	386,270
二輪の小型自動車	台数	7,675	7,675	7,533	7,844	8,053
	調定額	46,050	46,050	45,198	47,064	48,318
小型特殊自動車	台数	1,609	1,569	1,556	1,536	1,516
	調定額	9,367	9,135	9,037	8,912	8,794
合計	台数	97,572	96,740	95,768	95,372	94,936
	調定額	464,776	477,979	489,725	501,753	513,483

※ 車種種別について

原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪(660cc)乗用自家用等、

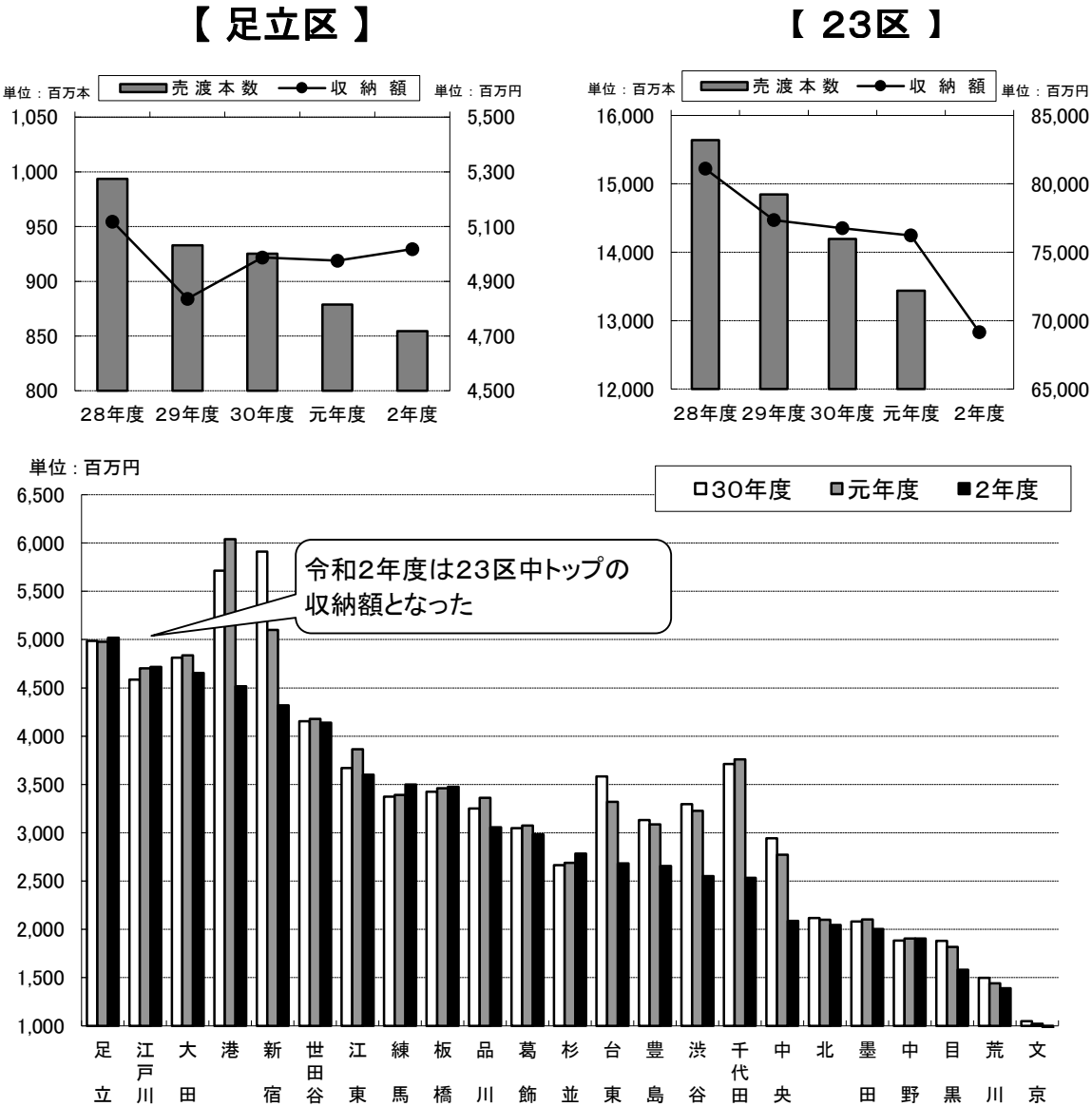
二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

【Ⅱ 各税の実績】
3 特別区たばこ税・入湯税

3 特別区たばこ税・入湯税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較 (現年度分)



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移 (現年度分)

区 分	足 立 区				2 3 区			
	売 渡 本 数		収 納 額		売 渡 本 数		収 納 額	
	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比
28年度	993,727	97.11%	5,118,693	97.49%	15,638,214	96.23%	81,095,724	96.51%
29年度	933,000	93.89%	4,836,536	94.49%	14,845,636	94.93%	77,336,305	95.36%
30年度	925,158	99.16%	4,987,637	103.12%	14,192,593	95.60%	76,764,183	99.26%
元年度	878,685	94.98%	4,975,949	99.77%	13,436,560	94.67%	76,219,332	99.29%
2年度	854,574	97.26%	5,018,040	100.85%			69,140,727	90.71%

(注1) 2年度の23区売渡本数は、令和3年11月下旬頃確定。

(注2) 収納額は手持品課税分を含む。

(3) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光に要する費用にあてるための目的税である。

足立区では、令和2年度に初めて、入湯税の課税対象の温泉施設より申告があり、収納額は2,851千円であった。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課においては、税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するために、滞納額の圧縮、収納額の増加を図ることを最重要課題として取り組んでいる。

平成28年度に策定した「足立区滞納対策アクションプラン」に基づき、高額案件の優先着手、差押えの強化、不動産公売、適正な停止欠損処理などの対策を実施し、その結果、23区中最下位に低迷していた区民税収納率順位は、平成29年度に21位へ上昇した。

令和元年度には期限内納付の定着と現年課税分滞納への早期着手に取り組むべく、「第二次足立区滞納対策アクションプラン」を策定し、さらなる滞納対策に取り組んでいる。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な機会を通じて徴収猶予の特例制度等を案内・周知し、納付困難な方に対しては実情に合わせた対応をしつつ、一方で、下記（１）から（８）の取組みを継続して実施した。その結果、現年分・滞納繰越分合計の区民税収納率23区順位は3年ぶりに上昇して20位となり、対前年伸び幅は3位となった。

（１）換価性の高い差押えの強化

滞納者の財産調査等を早期から行い、収納率向上に直結する、より換価性の高い債権を中心に差押えを実施した。

令和2年度差押件数 896件（前年度比 1,641件減）

差押金額 約2億9千万円（前年度比 3億9千万円減）※都民税相当分含む。

（２）特別徴収滞納案件の処分

各税務署での申告書調査による滞納法人の資産状況の確認やそれに伴う納税課への呼び出し、反応のない滞納法人に対する差押え等を実施した。

令和2年度特別徴収滞納繰越分収納率 52.1%（前年度比 1.6ポイント減）

（３）納付案内センターの活用

事業者委託による納付案内センターを活用し、電話、及び文書差し置きによる納付案内を行った。

令和2年度勧奨後納付額 約1億5千万円（前年度比 1億5千万円減）※全債権合計

（４）区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、委託による現状等の状況調査を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分を実施した。

令和2年度調査実績 198件 収納額 約682万円（前年度比 76万円増）

（５）休日相談の強化

毎月、第4日曜日の日曜開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。日曜開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけた。

令和2年度休日相談来庁者 368人（前年度比 500人減）

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

1 徴収強化の取組み

(6) 納期内納税勧奨や利便性の高い納付方法の周知

コンビニエンスストアでの納付や銀行ＡＴＭ、インターネット等を利用した納付について、広報紙やホームページのほか、納付書送付時のチラシ同封などにより案内を行った。さらに、ＳＮＳも活用しながら周知を強化した。

また、納期内納税に有効な口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンや、区役所窓口で簡単に口座振替利用手続きができるペイジー口座振替受付サービスを引き続き実施した。

令和２年度口座振替利用者数 ５０,７６６人（前年度比 ８６４人増）

(7) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

ベテラン職員や、国税・都税ＯＢである専門員による滞納整理の基礎講義等を実施するとともに、徴収技法についての指導助言も併せて行い、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

(8) 「オール東京滞納ＳＴＯＰ強化月間」の取組み

滞納の抑制と徴収に対する理解の促進を目的として、東京都及び都内各市区町村合同で、１２月を強化月間と定めて徴収対策を集中して実施した。具体的には広報紙やホームページへの掲載、職員による缶バッジの装着や、タイヤロック展示等による納期内納税の意識啓発活動のほか、特別徴収の滞納整理強化や、換価性の高い債権の集中的な差押えなどに取り組んだ。

2 令和２年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の収納率及び差押えの状況

令和２年度(令和２年６月から令和３年５月まで)の収納率及び差押えの実績は以下のとおりである。

区分 種別		R1 ①	R2 ②	対前年度増減 (②－①)
特別区民税収納率	現年課税分	98.04%	98.17%	+0.13ポイント
	滞納繰越分	44.14%	42.45%	－1.69ポイント
	計	96.20%	96.59%	+0.39ポイント
軽自動車税（種別割） 収納率	現年課税分	95.67%	96.05%	+0.38ポイント
	滞納繰越分	18.44%	17.82%	－0.62ポイント
	計	86.77%	88.61%	+1.84ポイント
差押件数		2,537件	896件	－1,641件

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(1) 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和3年5月末現在

【特別区民税】

(単位:千円, %)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計	
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計			
調 定 額 A			12,147,293	33,934,598	163,278	46,245,169	1,346,131	47,591,300	
収 納 額 B			11,396,956	33,874,143	126,206	45,397,305	571,405	45,968,710	
収 納 率 B/A			93.82%	99.82%	77.30%	98.17%	42.45%	96.59%	
還 付 未 済 額 C			4,391	3,613	74	8,078	1,078	9,156	
滞納整理状況	不納欠損額	即時欠損	6,161	10	391	6,562	250,202	256,764	
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	—	7,917	7,917	
		執行停止中の時効	—	—	—	—	2,043	2,043	
		時効(5年)	—	—	—	—	10,128	10,128	
	小計 D		6,161	10	391	6,562	270,290	276,852	
	執行停止額	2年度停止分	16,448	0	1,398	17,846	46,488	64,334	
		元年度以前からの停止分	—	—	—	—	183,818	183,818	
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		238,811	16,177	6,871	261,859	101,303	363,162	
	差押え・参加差押え等		9,021	0	29	9,050	10,152	19,202	
	小計 E		264,280	16,177	8,298	288,755	341,761	630,516	
	計 F			270,441	16,187	8,689	295,317	612,051	907,368
	未 収 納 額 G A-B+C-D			748,567	64,058	36,755	849,380	505,514	1,354,894
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			479,896	44,268	28,383	552,547	162,675	715,222	
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.05%	99.87%	82.62%	98.81%	87.92%	98.50%	

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(1) 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和3年5月末現在

【軽自動車税(種別割)】

(単位:千円, %)

			現 年 分			滞納繰越分	合 計
			現年度	過年度	小 計		
調 定 額 A			513,483	64	513,547	53,976	567,523
収 納 額 B			493,205	63	493,268	9,618	502,886
収 納 率 B/A			96.05%	98.44%	96.05%	17.82%	88.61%
還 付 未 済 額 C			239	6	245	16	261
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	161	0	161	8,849	9,010
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	2,677	2,677
		執行停止中の時効	—	—	—	447	447
		時効(5年)	—	—	—	1,033	1,033
	小計 D		161	0	161	13,006	13,167
	執行停止額	2年度停止分	301	0	301	2,455	2,756
		元年度以前からの停止分	—	—	—	4,319	4,319
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		414	0	414	306	720
	差押え・参加差押え等		133	0	133	66	199
	小計 E		848	0	848	7,146	7,994
	計 F			1,009	0	1,009	20,152
未 収 納 額 G A-B+C-D			20,356	7	20,363	31,368	51,731
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			19,269	1	19,270	24,206	43,476
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.25%	98.44%	96.25%	55.15%	92.34%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照。

(2) 特別区民税・都民税滞納処分の状況

ア 差押え等の状況

(単位:千円, 回)

	債 権		不動産等		合 計	
	金額	処分数	金額	処分数	金額	処分数
28年度	605,035	1,392	106,046	91	711,082	1,483
29年度	588,179	1,494	76,742	77	664,921	1,571
30年度	728,451	2,312	43,069	73	771,520	2,385
元年度	644,482	2,484	29,979	53	674,462	2,537
2年度	278,462	886	9,661	10	288,123	896

(各年度5月末現在)

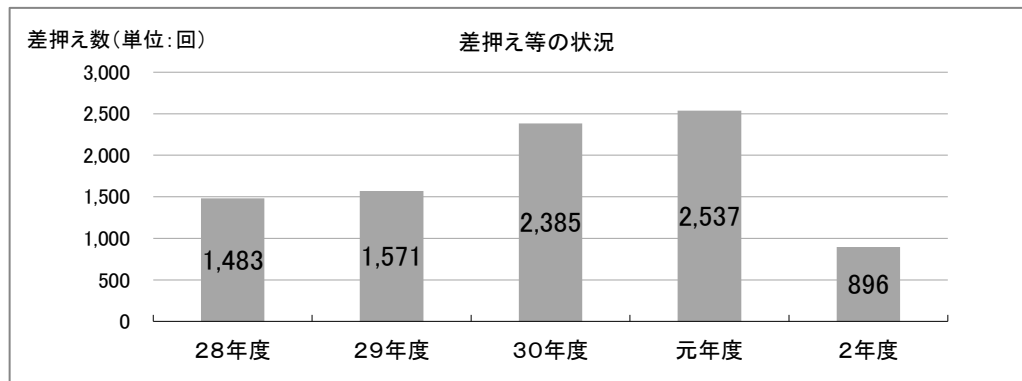
差押えは地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。

(注1) 本表の金額は、差押え時の滞納額の特別区民税と都民税の合算額である。

(注2) 本表の処分数とは、滞納者に対して差押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押え、参加差押え(すでに差し押えられているものへの後からの差押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押え(債権等)、担保提供が含まれている。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。



イ 公売の状況

(単位:千円, 人, 件)

	不 動 産					動 産				
	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容
	金額	人数	金額	件数		金額	人数	金額	件数	
28年度	-	-	201,607	1		-	-	-	-	
29年度	-	-	33,121	2		-	-	-	-	
30年度	-	-	-	-		-	-	-	-	
元年度	-	-	-	-		-	-	-	-	
2年度	-	-	-	-		-	-	-	-	

(各年度5月末現在)

公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。

(注1) 本表の金額は、特別区民税と都民税に充当した額の合算額である。

(注2) 公売前納付の金額、人数は、公売公告後で公売実施前に納付のあった税額及び人数である。

(注3) 売却財産計は、売却決定価額の合計額である。

(注4) 売却件数は、売却した不動産、動産の物件数である。

(注5) 足立区で差し押えた後、地方税法第48条に基づき、東京都に徴収引継し、都が公売した案件を含む。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(3) 納付案内センターの稼働状況

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数		勧奨件数 A		接触数 文書差置数 B		接触率 B/A		納付約束 C	納付件数 D	納付率 D/C	納付額
	電話勧奨	訪問勧奨等	電話勧奨	訪問勧奨等	電話勧奨	訪問勧奨等	電話勧奨	訪問勧奨等				
28年度	239日 (83日)	193日 (14日)	78,007 (31,414)	4,130 (237)	17,235 (5,672)	619 (131)	22.1% (18.1%)	15.0% (55.3%)	9,397 (3,089)	6,869 (2,393)	73.1% (77.5%)	260,801 (109,182)
29年度	247日 (107日)	216日 (20日)	83,342 (39,325)	6,657 (930)	18,321 (8,777)	949 (406)	22.0% (22.3%)	14.3% (43.7%)	11,091 (5,329)	7,921 (4,191)	71.4% (78.6%)	287,061 (180,418)
30年度	250日 (137日)	217日 (42日)	118,799 (57,754)	9,849 (1,512)	23,473 (11,419)	1,944 (677)	19.8% (19.8%)	19.7% (44.8%)	14,447 (6,810)	10,731 (5,335)	74.3% (78.3%)	371,769 (199,689)
元年度	275日 (146日)	195日 (37日)	126,247 (66,905)	5,264 (1,666)	20,402 (12,314)	1,783 (759)	16.2% (18.4%)	33.9% (45.6%)	12,027 (7,332)	9,024 (5,701)	75.0% (77.8%)	299,806 (216,146)
2年度	142日 (109日)	32日 (6日)	44,595 (32,324)	972 (435)	10,680 (7,845)	336 (95)	23.9% (24.3%)	34.6% (21.8%)	6,119 (4,750)	4,958 (3,921)	81.0% (82.5%)	149,549 (125,825)

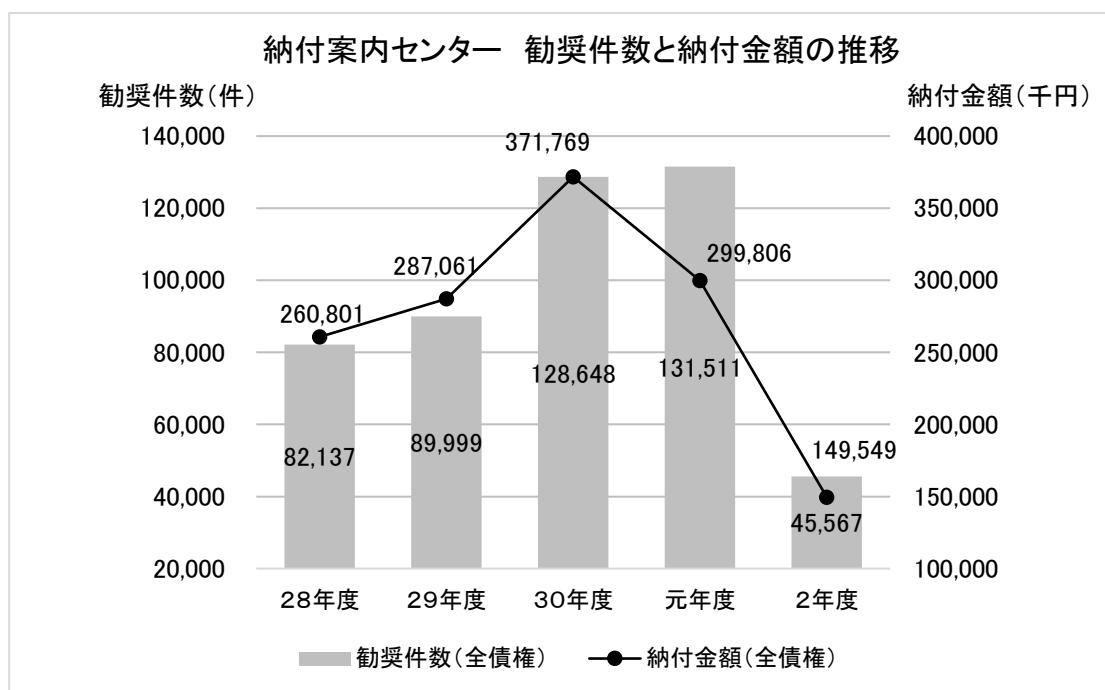
※カッコ内は特別区民税・都民税、軽自動車税の実績
※「訪問勧奨等」…訪問勧奨・文書差し置き

納付案内センターは、平成25年4月に開設。11債権の納付勧奨業務を委託している。
令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問勧奨の実施を見合わせた。

(注1) 本表は、4月1日から3月31日までの実績である。

(注2) 特別区民税・都民税、軽自動車税の実施日数は、それぞれの延べ日数である。

(注3) 特別区民税・都民税、軽自動車税については、訪問勧奨を実施していない。



(4) 徴収方法別収納状況

【特別区民税・都民税(普通徴収)】

(単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	4,913	1.25%	250,181	1.25%
区民事務所窓口	5,887	1.50%	236,736	1.18%
金融機関等窓口	51,720	13.19%	5,440,164	27.08%
口座振替	77,035	19.65%	5,919,248	29.46%
コンビニエンスストア	222,048	56.63%	6,091,797	30.32%
ATM	11,543	2.94%	930,550	4.63%
インターネット・モバイルバンキング	11,107	2.83%	778,797	3.88%
クレジット	7,075	1.80%	356,921	1.78%
小 計	391,328	99.80%	20,004,394	99.57%
差押えに伴う納付、取立金等	778	0.20%	87,100	0.43%
合 計	392,106	100.00%	20,091,494	100.00%

(注1) 件数及び金額は、令和2年6月から令和3年5月までの数値である。

(注2) 金額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】

(単位:件, %, 千円)

	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	2,155	2.33%	11,626	2.31%
区民事務所窓口	1,339	1.45%	8,517	1.69%
金融機関等窓口	22,533	24.40%	130,633	25.92%
口座振替	—	—	—	—
コンビニエンスストア	59,157	64.05%	314,956	62.48%
ATM	1,589	1.72%	8,914	1.77%
インターネット・モバイルバンキング	2,657	2.88%	14,330	2.84%
クレジット	2,780	3.01%	14,620	2.90%
小 計	92,210	99.84%	503,596	99.91%
差押えに伴う納付、取立金等	150	0.16%	471	0.09%
合 計	92,360	100.00%	504,067	100.00%

(注1) 件数及び金額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和2年5月から令和3年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみの集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注5) 金額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和2年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収)収納額等の推移

(単位:千円, 件, 人, %)

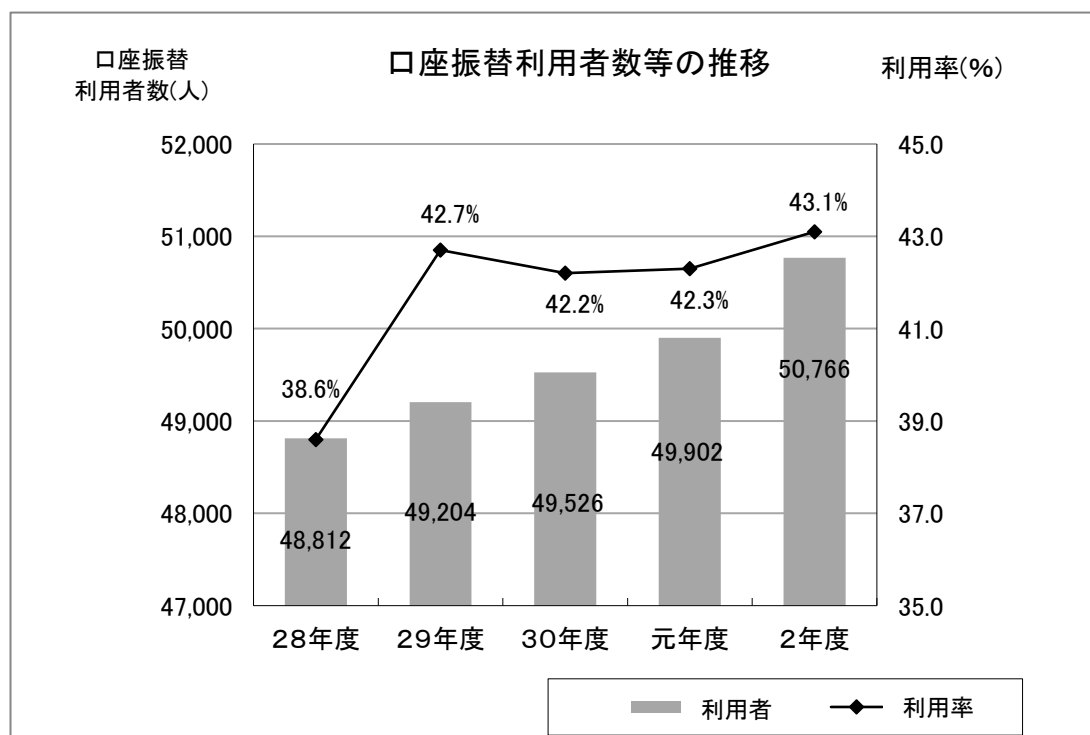
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
28年度	11,856,890	85,592	3,850,193	32.47%	48,812	2,523	2,124	38.6
29年度	11,133,560	78,526	3,604,763	32.38%	49,204	2,654	2,262	42.7
30年度	11,036,098	77,810	3,598,715	32.61%	49,526	2,615	2,293	42.2
元年度	11,388,696	76,405	3,719,954	32.66%	49,902	2,655	2,279	42.3
2年度	11,396,956	77,035	3,578,070	31.39%	50,766	3,170	2,306	43.1

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税についてのみのものである。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果

(1) 検税期間：令和2年7月10日(金)～12月11日(金)

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額
21,086件	新規課税	1,262件	119,694,900円
	更正	1,202件	
	非課税	2,266件	

(注) 新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(7)のとおりである。

(2) 扶養調査

所得超 (所得が38万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (令和元年12月31日以前に離婚)
223件	254件	17件
更正事由		
未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (平成30年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
3件	9件	52件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	17,407,700円
119件	69件	70件	300件	

(注) 558件の税額更正により17,407,700円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	43,955,700円
176件	170件	97件	

(4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
759件	45,242,700円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
43件	1,642,400円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

(6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
474件	10,511,400円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施

(7) 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
187件	935,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

【Ⅳ 資料編】

1 主な税金の種類

Ⅳ 資料編

1 主な税金の種類

(令和3年4月1日現在)

区分	国 税	区分	地 方 税	
			都 税	特別区税
直 接 税	所 得 税 復興特別所得税 法 人 税 地方法人税 特別法人事業税 地方法人特別税 相 続 税 贈 与 税	普 通 税	都 民 税 (個人・法人・利子割・ 配当割・株式等譲渡所得割) 事業税(個人・法人) 地方消費税 不動産取得税 都たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税(環境性能割) 自動車税(種別割) 軽油引取税 鉦 区 税 ●特別区民税(法人分) ●固定資産税 ●特別土地保有税	特別区民税(個人分) 軽自動車税(環境性能割) 軽自動車税(種別割) 特別区たばこ税 鉦 産 税 ※鉦産税は令和3年4月1 日現在、足立区での課税実 績はない。
			狩 猟 税 宿泊税(法定外目的税) 事業所税 都市計画税 ※●印は東京23区では都 税として課税し、その内 55%相当が特別区財政 調整交付金として区の歳 入となる。	入 湯 税
間 接 税	消 費 税 酒 税 国たばこ税 たばこ特別税 揮 発 油 税 地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 印 紙 税 登録免許税 電源開発促進税 と ん 税 特別とん税 関 税 国際観光旅客税	目 的 税		

(注) ・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金
・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金
・普通税…一般的な財源に充てられる税金 ・目的税…特定の用途のみに充てられる税金

2 特別区税の納付について（足立区に納める税）

	特別区民税	軽自動車税（種別割）	特別区たばこ税
納税義務のある人	足立区内に住所がある人 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない人（均等割のみ）	原動機付自転車や軽自動車を所有する人	日本たばこ産業(株) 特定販売業者 卸売販売業者
課税対象	上に同じ	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	区内で売り渡した製造たばこ
課税標準	前年中の所得金額	課税客体の台数	区内で売り渡した製造たばこの本数
納付方法など	《普通徴収》 給与所得者以外の事業所得者などの納税方法。区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付する。年4回で納付。 （納期限）6月、8月、10月、翌年1月の末日（末日が土、日、祝日の場合はその次の平日） 《給与からの特別徴収》 給与支払者（会社等）が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する方法。 （納期限）徴収月の翌月10日（翌月10日が土、日、祝日の場合はその次の平日） 《公的年金からの特別徴収》 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する方法。65歳以上の人で、公的年金等の所得に対して課税される住民税額は、原則公的年金からの特別徴収となる。 （納期限）徴収月の翌月10日（翌月10日が土、日、祝日の場合はその次の平日）	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 （納期限）5月末日（末日が土、日、祝日の場合はその次の平日）	卸売販売業者等が1カ月分の税額を計算し、翌月の末日までに申告し、納付する。 （納期限）売渡月の翌月末日（末日が土、日、祝日の場合はその次の平日）

【Ⅳ 資料編】

3 特別区税の税率・税額

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない。

※2 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、特別区民税・都民税の均等割を500円ずつ増額する。

(2) 軽自動車税（種別割）

ア 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc以下	2, 0 0 0 円
	5 0 cc超 9 0 cc以下	
	9 0 cc超 1 2 5 cc以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	そ の 他	5, 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc超 2 5 0 cc以下	3, 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc超	6, 0 0 0 円

(注) 上記の税額は平成28年度から適用。

イ 三輪及び四輪以上

車 種 区 分				初度検査が H27. 3. 31 以前の車両 (初度検査から 13 年を超えない車両)	重課税 対象車両		初度検査が H27. 4. 1 以降の車両			
					初度検査から 13 年を超えた翌年度より適用 ※ 1		軽課税対象車両(グリーン化特例) 初度検査が R3. 4. 1～R5. 3. 31 の車両 ※ 2			
						①	②	③		
軽自動車	三 輪			3,100 円	4,600 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	四輪 以上	乗 用	自家用	7,200 円	12,900 円	10,800 円	2,700 円			
			営業用	5,500 円	8,200 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	
		貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円	5,000 円	1,300 円			
			営業用	3,000 円	4,500 円	3,800 円	1,000 円			

※ 1 H15 年 10 月 14 日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の 12 月」を経過年数の起算点とする。
重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※ 2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①	概ね 75%の軽課対象車：電気自動車、天然ガス自動車（H21 年排出ガス規制窒素酸化物 10%以上低減又は H30 年排出ガス規制適合しているもの）
②	概ね 50%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む）「乗用の営業用」のみ適用 H17 年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は H30 年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているもののうち、R2 年度燃費基準達成及び R12 年度燃費基準 90%達成車
③	概ね 25%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む）「乗用の営業用」のみ適用 H17 年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は H30 年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているもののうち、R2 年度燃費基準達成及び R12 年度燃費基準 70%達成車

(3) 特別区たばこ税

一般品の国産たばこ、外国たばこ

1, 000 本につき 6, 122 円（現行）

1, 000 本につき 6, 552 円（令和 3 年 10 月改正）

(4) 入湯税

1 人 1 日につき 150 円。

ただし、12 歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が 1, 200 円以下の場合は課税されない。

紙巻たばこ 1 箱の税負担等

(20 本入り/540 円)

	定価 540 円
国たばこ税：126.04円 (23.3%)	
地方たばこ税：142.44円 (26.4%) (都道府県たばこ税：20円、 市区町村たばこ税：122.44円)	
たばこ特別税：16.4円 (3.0%)	
消費税：49.09円 (9.1%)	

たばこの税負担額合計：333.97円 (61.8%)

【Ⅳ 資料編】

4 令和2年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

4 令和2年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

(単位:千円, %)

区 分	2 8 年度	構成比	2 9 年度	構成比	3 0 年度	構成比	元年度	構成比	2 年度	構成比
給 与 費	792,897	64.31%	814,739	66.00%	817,043	62.10%	826,515	62.09%	838,914	64.32%
賦課徴収費	440,045	35.69%	419,771	34.00%	498,682	37.90%	504,561	37.91%	465,299	35.68%
合 計	1,232,942	100.00%	1,234,510	100.00%	1,315,725	100.00%	1,331,076	100.00%	1,304,213	100.00%

<給与費>

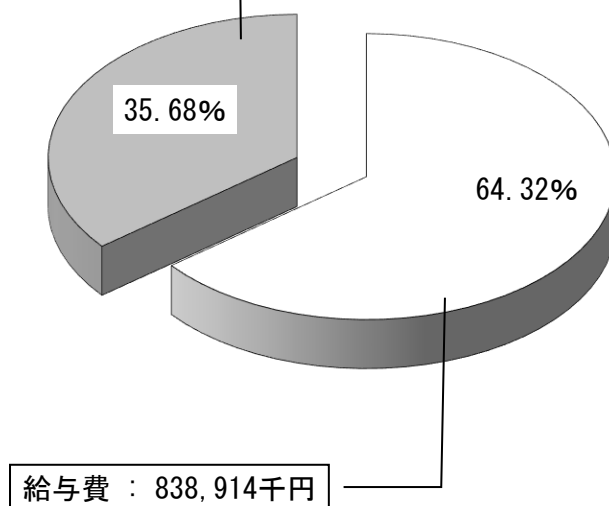
課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費

※会計年度任用職員の報酬は含まない

<賦課徴収費>

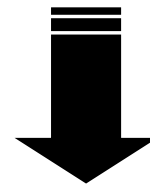
臨時職員の賃金、納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等

賦課徴収費 : 465,299千円



□ 給 与 費

□ 賦課徴収費



合計 : 1,304,213千円

◎ 特別区税決算額 (51,515,303千円) に占める徴税費の割合

$$\frac{1,304,213\text{千円}}{51,515,303\text{千円}} = 0.025 \Rightarrow \underline{2.5\%}$$

特別区税 1, 0 0 0円につき 2 5 円の経費

5 税証明書発行状況

(1) 税証明書年度別発行件数

(単位：件，%)

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
28年度	186,990	102.07	168,967	11,086	70	846	7	6,014
29年度	188,399	100.75	168,923	12,293	48	825	16	6,294
30年度	167,484	88.90	146,851	13,772	46	752	7	6,056
元年度	157,127	93.82	135,479	15,060	50	555	6	5,977
2年度	137,264	87.36	116,199	14,721	61	470	5	5,808

(注1) 無料の課税証明書・納税証明書は、生活保護受給者または中国在留邦人等からの申請。

(注2) 軽自動車税の証明書は、継続検査(車検)用が無料で、一般(その他)用は有料。

(2) 課税課・区民事務所別税証明書発行件数

(単位：件，%)

区 分		30年度		元年度		2年度		
		件 数	前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比	構成比
課 税 課		40,752	92.18	38,722	95.02	34,510	89.12	25.14
区 民 事 務 所	伊 興	4,639	86.73	4,058	87.48	3,520	86.74	2.56
	梅 田	4,425	75.43	4,106	92.79	3,412	83.10	2.49
	興 本	4,707	80.45	4,247	90.23	3,280	77.23	2.39
	江 南	3,966	90.28	3,500	88.25	2,820	80.57	2.05
	江 北	5,158	93.26	4,815	93.35	4,212	87.48	3.07
	佐 野	7,327	83.29	6,733	91.89	5,884	87.39	4.29
	鹿 浜	8,442	86.09	7,634	90.43	6,240	81.74	4.55
	新 田	3,535	91.75	3,207	90.72	2,658	82.88	1.94
	千 住	20,787	90.21	19,783	95.17	15,300	77.34	11.15
	竹の塚	13,880	92.35	13,018	93.79	10,906	83.78	7.94
	舎 人	6,620	87.38	6,159	93.04	5,155	83.70	3.76
	中 川	3,843	89.98	3,336	86.81	2,895	86.78	2.11
	西新井	7,574	85.47	7,045	93.02	5,686	80.71	4.14
	花 畑	6,732	88.09	6,127	91.01	5,578	91.04	4.06
	東綾瀬	8,504	78.05	7,148	84.05	6,140	85.90	4.47
	保 塚	5,579	76.99	5,078	91.02	4,944	97.36	3.60
コンビニ交付		11,014	108.19	12,411	112.68	14,124	113.80	10.29
合 計		167,484	88.90	157,127	93.82	137,264	87.36	100.00

【Ⅳ 資料編】

6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概 要>

特別区民税・都民税納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目 的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和2年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和2年10月12日から10月30日まで

募集媒体：あだち広報 令和2年10月10日号

令和2年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格(縦×横)	最低金額	件数	掲載金額
1	普通徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	253,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5× 16	150,000 円	1	150,000 円
4		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面左	8 × 11	50,000 円	0	0 円
5		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面右	8 × 11	50,000 円	0	0 円
6	軽自動車 税	納付書用封筒 1/2 面左	8 × 9.5	100,000 円	1	110,000 円
7		納付書用封筒 1/2 面右	8 × 9.5	100,000 円	1	110,000 円
合 計				910,000 円	5/7 件	853,000 円

7 令和2年度「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
4月25日	特別区民税・都民税（住民税）は申告期限後も受け付け	住民税の申告期限に関するお知らせ	全区民	課税第一～四係
4月25日	事業者必見！個人住民税の特別徴収にご協力をお願いします。	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所	課税第一～四係
5月10日	軽自動車税の減免申請手続きは5月29日（金）までに	軽自動車税の減免申請手続きについて	納税者	軽自動車税係
5月10日	2年度 課税証明書を発行開始	令和2年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～四係
5月25日	6月8日（月）に納税通知書を発送	令和2年度納税通知書発送の案内	全区民	課税第一～四係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます	公的年金からの仮徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
9月25日	課税事務（臨時職員）募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第二係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
10月10日	納税通知書等送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶 務 係
10月25日	年末調整等説明会を中止	年末調整等説明会の中止のお知らせ、関係書類の配布案内	事業所	課税第二係
11月10日	給与支払報告書の提出は、地方税電子申告システム「eLTAX」で	eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用案内	事業所	課税第一～四係
12月10日	確定申告書 パソコン・スマホでの作成・印刷にご協力を	e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用案内	全区民	課税第一～四係
1月25日	税の申告が始まります。申告は郵送・e-Taxで！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～四係

【Ⅳ 資料編】

7 令和2年度「あだち広報」掲載実績

3月10日	確定申告および特別区民税・都民税の申告期限は4月15日に延長	確定申告および特別区民税・都民税の申告期限延長のお知らせ	全区民	課税第一～四係
3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車に税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	納税者	軽自動車税係
3月10日	税理士による無料申告相談会	税理士による無料申告相談会の案内	全区民	課税第一～四係

(2) 納税課

掲載号	記事名	内 容	対 象	担当係
6月10日	納税通知書と納付書を送付しました	Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン、納税相談のお知らせ、公的年金受給者等の特別徴収	納税者	納税計画係
8月10日	税や保険料の納付は「口座振替」で	4 公金合同による口座振替の勧奨	納税者	収納管理係
8月25日	特別区民税・都民税の第2期納期限は8月31日（枠外記事）	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税の第3期納期限は11月2日（枠外記事）	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
11月25日	12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です（枠外記事）	納税の公平性確保を目指して、東京都と市区町村が連携し、徴収対策強化月間として取り組んでいることのPR	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？特別区民税・都民税（住民税）	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替勧奨	納税者	納税計画係

8 令和2年度施行の税制の改正点

(1) 住宅借入金等特別税額控除の拡充

住宅の取得等（消費税率が10%である場合の住宅取得等に限る）をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住用に供した場合、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税から控除しきれない額について現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13,65万円））の範囲内において住民税から控除する。

なお、所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合は、入居期限が令和3年12月31日まで延長された。

(2) ふるさと納税制度についての見直し

ふるさと納税の対象として総務大臣が指定する都道府県・市区町村の基準ア～ウを満たさず、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除および申告特例控除）の対象団体の指定を取り消し、対象外とする。

基準 ア 寄附金の募集を適正に実施していること

イ 返礼品等の返礼割合が寄附金額の3割以下であること

ウ 返礼品等は、都道府県の区域内で生産される物品又は提供される役務であること

この見直しは、令和元年6月以降に支出された寄附金について適用する。

(3) 個人住民税申告書の記載事項の見直し

所得税の確定申告で適用を受ける所得控除のうち、年末調整で適用された所得控除の額と同額である所得控除については、その内訳の記載を省略し、合計額の記載だけでよいこととなったことに伴い、個人住民税申告書の提出にあたっても同様の措置を行うこととした。

(4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が令和3年12月31日まで2年延長された。

(5) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が令和3年12月31日まで2年延長された。

(6) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和5年3月31日まで3年延長された。

(7) 軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減の延長

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用の軽自動車を購入する場合、環境性能割の税率が1%分軽減される。

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税
上記以外の車	2.0%	1.0%

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和3年4月1日現在）

[課 税 課]

課税課職員数 90人（常勤67人、非常勤23人）

区民部長

課税課長

庶務係 10人（常勤9人、債権管理・滞納整理専門員1人） （内線 1551～5）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
 - （1）部内の調整管理
 - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税第一係 14人（常勤12人、課税事務補佐員2人） （内線 1561～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第二係 23人（常勤12人、課税事務補佐員5人、事務補助職員6人）

（内線 1565～8）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること

課税第三係 15人（常勤13人、課税事務補佐員2人）（内線 1571～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第四係 12人（常勤12人）（内線 1581～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

税システム開発担当係長 4人（常勤4人）（内線 1588～9）

- 1 税務システム開発の統括に関すること。

軽自動車税係 10人（常勤3人、課税事務補佐員6人、事務補助職員1人）
（内線 1585～7）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。

[納 税 課]

納税課職員数 87人（常勤50人、非常勤37人）

納税課長

納税計画係 16人（常勤5人、徴収事務補佐員6人、事務補助職員5人）

（内線 1591～3）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

納税システム担当係長 2人（常勤2人）（内線 1605～6）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。

滞納整理第一係 15人（常勤10人、滞納整理専門員2人、特別整理専門員2人、
事務補助職員1人）

（内線 1611～4、1627、1576）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係 19人（常勤12人、再任用短時間1人、滞納整理専門員4人、
特別整理専門員1人、事務補助職員1人）

（内線 1615～9、1626、1628～9、1577）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第一係 11人（常勤8人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人）

（内線 1595～9）

- 1 特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分、交付要求及び不納欠損に関すること。
- 2 前号の滞納者で軽自動車税を滞納しているものに対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 4 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第二係 10人（常勤4人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員5人）

（内線 1601～4）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 4 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 5 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 6 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 13人（常勤8人、再任用短時間1人、事務補助職員4人）

（内線 1621～5）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区 民 部 課 税 課 ・ 納 税 課	中央本町1－17－1	3880－5111
足 立 税 務 署	千住旭町4－21	3870－8911
西 新 井 税 務 署	栗原3－10－16	3840－1111
足 立 都 税 事 務 所	西新井栄町2－8－15	5888－6211

「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区



あだちの特別区税 令和２年度実績概要

令和３年９月 発行

発 行 : 足 立 区

編 集 : 足立区 区民部 課税課・納税課

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

電話 ０３－３８８０－５１１１（代表）

ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>